

**令和8年度「いこま産学官アクセラレーションプログラム」実施業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 概要

(1) 目的

生駒市では、学研都市に立地する奈良先端科学技術大学院大学(以下「奈良先端大」という。)と連携し、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進している。

その一環として、奈良先端大の研究者や学生が持つ多様な知見や研究シーズ等をベースにビジネスの創出・事業化支援等を行い、地域課題・行政課題の解決や新たな価値の創造につなげる。

また、本市に拠点を置き研究成果や技術を基に起業する「大学発スタートアップ」等の創出支援も行い、奈良先端大及び本市の魅力向上につなげる。

(2) 業務名

令和8年度「いこま産学官アクセラレーションプログラム」実施業務

(3) 業務内容

別紙『令和8年度「いこま産学官アクセラレーションプログラム」実施業務委託仕様書』(以下、「仕様書」という。)のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 業務に要する費用(予定価格)

5,500,000円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ① 公示日から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 国税又は市税を滞納していないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(法人)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、

支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦ 公示日前5年以内に、国及び地方公共団体並びにその外郭団体から、アクセラレーションプログラムやそれに類する業務の受託実績があること。

(2) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、主たる企業は参加資格(1)①～⑦をすべて満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に単独で本プロポーザルに参加すること及び他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年6月11日(木)16時00分まで(必着)

(2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

提出先 メールアドレス k-taiwa@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：令和8年6月15日(月)

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上に掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)原本1部

② 実施体制各種調書および企画提案書等

原本1部と副本7部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。)。なお、本市の令和8年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、ク～シを省略することができる。

ア 会社概要(様式3)

イ 業務実績調書(様式4)

…該当する業務の契約書、仕様書等、業務内容が分かる資料の写しを添付すること。

ウ 業務実施体制表及び工程表(任意様式)

…本業務の実施体制表（社内外のバックアップ体制も含む）、本業務の統括責任者及び各担当者のプロフィールとこれまでの業務経歴を記載した名簿並びに工程表。

エ 再委託調書（様式5）

…再委託する場合のみ

オ グループ協定書（様式6）※グループを組む場合のみ

ア、イ、ク～シは、すべてのグループ構成団体分を提出すること。

カ 企画提案書（任意様式）

…後述の「6. 企画提案書の作成要領」を参照

キ 参考見積書（任意様式）

…事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに積算・記載すること。

ク 誓約書（様式7）

ケ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書の写し

…提案時点で発行から3ヶ月以内のもの

※その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

…提案時点で発行から3ヶ月以内のもの

サ 個人にあっては、破産手続き開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し

シ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方税」）の写し

（2）提出期限等

① 提出期限：令和8年6月26日（金）16時00分まで（必着）

② 提出場所：生駒市役所 2階31番窓口

経営企画部 公民連携推進課 公民連携係

③ 提出方法：持参又は郵送によること

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 企画提案書の作成要領

目次及びページ番号を付し、必要に応じ図表を使用するなどして見やすいものとし、仕様書を踏まえて、以下の項目について記載すること。

なお、企画提案書のページ数は、表紙・目次を除きA4版15ページ以内（片面刷り）とし、文字サイズは11ポイントを基本とすること。

（1）アクセラレーションプログラムの企画提案

・支援対象者に対する支援計画の策定概要（支援計画の骨子、策定プロセス等）を示すこと。

・仕様書4（1）③のすべての項目に関して、提供できる支援プログラムの内容や手法、スケジュール（実施回数等を含む）等を具体的に記載すること。

・本業務を通じて想定される県内外の起業・創業支援団体等の関係機関との連携方法等について記載すること。

(2) 市内外への情報発信の企画提案

・ランディングページの構成を提案するとともに、活用できるSNS等及びマスメディア等及び活用方法を提案すること。

(3) 過去の受託実績

・過去に受託した類似のアクセラレーションプログラムを記載すること。

・記載した実績については、プレゼンテーションによるヒアリング審査時に説明し、本プログラムへ活かせる点を説明すること。

7. 審査概要

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8（1）～（3）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和8年7月1日（水）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

プレゼンテーション及びヒアリングはオンラインで実施することとします。

実施日：令和8年7月6日（月）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を電子メールにより通知します。なお、選考された者のみに、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を電子メールにより通知します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実施実績 5／100点

(2) 参考見積書 5／100点

(3) 企画提案内容 90／100点

| 評価項目 | | 審査基準 | 配点 |
|---------------|----------------|--|-----|
| (1) 業務実施実績 | 業務実施実績 | ・事業者として類似のアクセラレーションプログラムの受託実績（過去5年間の実績の件数） | 5点 |
| (2) 参考見積書 | 見積額 | ・予定価格（上限5,500,000円）に対する見積額の比率に応じ加点 | 5点 |
| (3) 企画提案内容 | 実施体制 | ・責任者や担当者の経歴や類似の業績から十分な実施体制が構築されているか。 | 10点 |
| | 支援方法 | ・プログラム目的の達成が期待できる支援計画の策定概要が示されているか。 | 15点 |
| | 専門家によるメンタリング | ・メンタリングを行う専門家として確保する人材やメンタリングでの提供内容は、支援対象者の多様なニーズに応えられるよう幅広いものとなっているか。 ・メンタリングを行う専門家の選定や支援対象者とのマッチング、メンタリングのスケジュール（回数や頻度等）は実現可能かつ効果的なものとなっているか。 | 15点 |
| | 企業等との連携仲介 | ・連携できる企業やスタートアップ関係者等へのヒアリングは具体的かつ実現可能なものとなっているか。 ・事業化や社会実装に向けた連携について、支援対象につなぐ企業や団体、金融機関、ネットワーク等の案は具体的かつ効果的なものとなっているか。 ・採択者へ提供する具体的なイベント等の情報が示されているか。 | 15点 |
| | 市内外への情報発信の企画提案 | ・ランディングページが支援対象者のプロモーションや奈良先端大の研究者や学生を始めとして本市における起業マインドの醸成に資する構成となっており、かつ効果的なプロモーション方法が提案されているか。 | 15点 |
| | 提案の実現 | ・過去の受託実績を踏まえ、実現性のある提案となっているか。 | 10点 |
| | 取組意欲 | ・本業務に対する積極的な姿勢・意欲があるか。 | 10点 |

※審査項目に該当する提案がない場合は0点

9. 日程

| | | |
|------------|--------------|-------|
| 公示 | 令和8年6月 5日（金） | |
| 質問受付締切 | 令和8年6月11日（木） | 16時まで |
| 質問回答 | 令和8年6月15日（月） | 15時 |
| 企画提案書等受付締切 | 令和8年6月26日（金） | 16時まで |

| | | |
|-------|--------------|------|
| 第1次審査 | 令和8年7月 1日(水) | (予定) |
| 第2次審査 | 令和8年7月 6日(月) | (予定) |
| 結果通知 | 令和8年7月上旬 | (予定) |
| 契約締結 | 令和8年7月中旬 | (予定) |

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等による最終審査に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2.業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、受託候補者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制表」に記載した配置予定の統括責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。当該情報の部分がある場合には、提案時に文書で申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

13. 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 公民連携推進課 担当 石原・石山・蓮井
 〒630-0288 生駒市東新町8-38 (2階31番窓口)
 Tel 0743-74-1111 内線2910・2911
 E-mail k-taiwa@city.ikoma.lg.jp